

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。また、若年層（20歳代）の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来受け取る年金の増額をご希望の場合は追納されることをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【平成19年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除	半額免除	学生納付特例
平成9年度の月分	16,550円	—	—
平成10年度の月分	16,310円	—	—
平成11年度の月分	15,680円	—	—
平成12年度の月分	15,070円	—	15,070円
平成13年度の月分	14,500円	—	14,500円
平成14年度の月分	13,940円	6,970円	13,940円
平成15年度の月分	13,730円	6,860円	13,730円
平成16年度の月分	13,540円	6,770円	13,540円
平成17年度の月分	13,580円	6,790円	13,580円
平成18年度の月分	13,860円	6,930円	13,860円



追納加算額は
ありません

☆詳しくは、お近くの 社会保険事務所までお問い合わせください。